

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

秘

工場法施行令

(樞密院提出案トノ對照)

(大正五年六月三日稿)

紙	張	部	冊
21	2		
7			

工場法施行令

原

案

修

正

案

第一章 工場法ノ適用除外

第一條

左ニ掲クル事業ノ第一條 左ニ掲クル事業ノ

ミラ營ム工場ニシテ常時
使用スル職工三十人ニ滿タ
サルモノニハ工場法第一條第
一項第一號ノ規定ニ拘ラス
同法ヲ適用セス

菓子、飴又ハ麵麴ノ製造
寒天、凍蒟蒻、凍豆腐湯

ミラ營ム工場ニハ工場法第

一條第一項第一號ノ規定ニ
拘ラス同法ヲ適用セス但シ
常時三十人以上ノ職工ヲ使
用スルモノ又ハ原動力ヲ用
ルモノハ此ノ限ニ在ラス

(以下原案ニ同シ)

葉、麵類又ハ穀ノ製造

清酒、濁酒、白酒、味噌、焼

酎、酢、醬油又ハ味噌ノ製

造

行李、簾、籠、和傘、骨具

ノ他、杞柳、藤、竹、篠、經

木、蔓、莖又ハ藁ノ手工品

ノ製造

經木、真田又ハ麥、稗、真

田ノ編製

「アテン」、「バナナ」又ハ之ニ類

スルモノヲ以テスル帽子具

ノ他、モノノ編製

扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ

製造

紙、絲、棉、竹又ハ布、帛ヲ主タル

材料トスル玩具又ハ造花ノ製

造

形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製

造

被眼、足袋具ノ他、布、帛類

ノ裁縫

手工ニ依ル組紐ノ編製

刺繡、レース、ゴッデンレース又

ハ「ドローン」内「オーク」ノ業

朱書

第二條 左ニ掲クル事業ヲ營

ハ工場ニシテ其ノ事業ニ常
時使用スル職工五人ニ滿タ
サルモノニハ地方長官ニ於テ
工場法ヲ適用スヘキ旨ヲ
告知シタルモノヲ除ク外
工場法第一條第一項第
二號ノ規定ニ拘ラス同法
ヲ適用セス

毒劇物又ハ毒劇藥ノ製
造

動物ノ剥製

金屬ノ熔融又ハ精煉

水銀ヲ用ヰル計器ノ製造
燐寸ノ製造

火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造
又ハ取扱

塗料又ハ顏料ノ製造

「エーテル」ノ製造

溶劑ヲ用ヰル護護製品ノ
製造

脂肪油ノ精製

溶劑ヲ用ヰル油脂ノ採收

「ボイル」油ノ製造

礦油ノ蒸溜又ハ精製

乾燥油又ハ溶劑ヲ用ヰル

第二條 左ニ掲クルモノ以外ノ

事業ノミヲ營ム工場ニハ工
場法第一條第一項第二號
ノ規定ニ拘ラス同法ヲ適用
セス但シ常時十五人以上ノ職
工ヲ使用スルモノ又ハ原動力
ヲ用ヰルモノハ此ノ限ニ在ラス
(以下原案ニ同シ)

擬革紙布又ハ防水紙布ノ
製造

亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又ハ

水素瓦斯ヲ用ル事業

金屬、骨、角又ハ貝殼ノ乾

燥、研磨

硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又

ハ粉砕

織物又ハ編物ノ起毛

製棉

麻ノ梳解

具ノ他農商務大臣ノ命令

ヲ以テ指定シタル事業

(具ノ他農商務大臣去々削除)

第三條 前條ニ掲ケサル事業

ノミテ營々工場ニシテ常時

使用スル職工十五人ニ滿タサ

ルモノハ工場法第一條第一

項第二號ノ規定ニ拘ラス同

法ヲ適用セス

第三條 前條ニ掲ケタル事業

ヲ營々工場ト雖具ノ事業ニ

常時使用スル職工五人未滿

ニシテ原動力ヲ用ササルモノ

ニハ工場法第一條第一項第

二號ノ規定ニ拘ラス同法ヲ適

用セフ但シ地方長官ニ於テ

同法ヲ適用スヘキ旨ヲ告知

シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 鑛業法ノ適用ヲ

受クル工場ニ付テハ工場法

ヲ適用セス

第四條 鑛業法ノ適用ヲ受

クル工場ニハ工場法ヲ適

用セス

第二章 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助

第五條 職工業務上負傷シ

第五條

疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル

(同)

トキハ工業主ハ當該職工

ノ重大ナル過失ニ依ルコトヲ

證明シタル場合ヲ除クノ

外本章ノ規定ニ依リ扶

助ヲ爲スヘシ仍損害アル

トキハ民法ニ依ル損害賠償

ノ請求ヲ妨ケス

第六條 職工ノ負傷又ハ疾

第六條

病ニ付テハ工業主ハ療養

(同)

ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘ

シ

第七條 職工療養ヲ爲シ休業

第七條 (第二項原案ニ同シ)

ヲ必要トスル場合ニ於テハ

工業主ハ休業期間中一日ニ

付賃金ニ分ノ以上ノ扶助

料ヲ支給スヘシ但シ休業

期間引續キ三月ヲ經過

シタルトキハシテ賃金三分

ノ一迄ニ減スルコトヲ得

解雇セラレタル職工ニシテ前條

解雇セラレタル職工ニシテ前

ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者勞務ニ服セサルトキハ其ノ療養中工業主ハ之ニ一日ニ付賃金五分ノ一以上ノ扶助料ヲ支給スヘシ

第八條 職工負傷又ハ疾病治癒ノ時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身

條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ療養中工業主ハ之ニ三日ニ付賃金三分ノ一以上ノ扶助料ヲ支給スヘシ但シ解雇後三月ヲ經過シタルトキハ之ヲ賃金五分ノ一迄ニ減スルコトヲ得

第八條 (同)

體障害ヲ存スルトキハ工業主ハ左ニ掲クル區別ニ依リ扶助料ヲ支給スヘシ

一 終身自用ヲ辨スルコト

能ハサルモノ 賃金百七十日分迄

二 終身勞務ニ服スルコト

能ハサルモノ 賃金百五十日分迄

三 從來ノ勞務ニ服スルコト

能ハサルモノ 健康者ニ復

スルコト能ハサルモノ 又ハ女

子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘

シタルモノ 賃金百日分以上

四 身體ヲ傷害シ甚シ

復スルコト能ハスト雖引

續キ從來ノ勞務ニ服

スルコトヲ得ルモノハ賃金三十百金上

第九條 職工死亡シタルトキハ工

業主ハ遺族ニ賃金五百七十

日分以上ノ遺族扶助料ヲ

支給スヘシ

第九條

(同)

第十條 職工死亡シタルトキハ

工業主ハ葬祭ヲ行フ遺族

ニ十圓以上ノ葬祭料ヲ支

給スヘシ

第十條

(同)

第十一條 遺族扶助料ヲ受ク

ヘキ者ハ職工ノ配偶者トシ配

偶者ナキ場合ニ於テハ職

工死亡當時之ト同一家ニ

在ル子トス

第十一條 遺族扶助料ヲ

受クヘキ者ハ職工ノ配偶

者トス

配偶者ナキ場合ニ於テハ

職工死亡當時之ト同一ノ

家ニ在ル子、父母、孫又ハ祖

父母トシ其ノ順位ハ記載

ノ順位ニ依ル但シ家督

相續人アルトキハ之ヲ最先

トス

第十二條 前條ノ規定ニ該當

スル者ナキ場合ニ於テ遺

第十二條 前條ノ規定ニ該

當スル者ナキ場合ニ於テ

族扶助料ヲ受クヘキ者
ハ職工カ豫メ指定シタル者
ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者トス

一 職工父母孫、祖父母又ハ
兄弟姉妹ニシテ職工死亡
當時之ト同一家ニ在ル
者

二 職工死亡當時其ノ收入
ニ依リ生計ヲ維持スル者
職工ハ指定ノ廢止又ハ變更
更ラ爲スコトヲ得
指定又ハ其ノ廢止若ハ變更

更ハ工業主ニ對シテ之ヲ爲
ス

工業主ハ正當ノ事由アルトキ
ハ指定又ハ其ノ變更ノ否認
ノ告知ヲ爲スコトヲ得
指定、其ノ廢止若ハ變更又ハ
指定若ハ其ノ變更ノ否認ハ
工業主之ヲ職工名簿ニ記
載スヘシ

第十三條 前二條ノ規定ニ依
リ遺族扶助料ヲ受クヘキ
者ナキトキハ遺族扶助料

ハ遺族扶助料ヲ受クヘ
キ者ハ職工カ豫メ指定
シタル者ニシテ左ノ各號、
一ニ該當スル者トス
一 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職
工死亡當時之ト同一家ニ
在ル者

二 (同)

第二項(原案ニ同シ)

第三項(原案ニ同シ)

指定又ハ其ノ廢止若ハ變更ハ
遺言ヲ以テ亦之ヲ爲スコトヲ
得
指定又ハ其ノ廢止若ハ變更ハ工
業主遲滞ナク之ヲ職工名
簿ニ記載スヘシ

第十三條 前二條ノ規定ニ
依リ遺族扶助料ヲ受ク
ル者ナキトキハ遺族扶助

ヲ受クヘキ者ハ前條第項
各號ニ掲クル者トシ其ノ
順位ハ同項第一號ニ掲クル
者ハ之ヲ同項第二號ニ掲
クル者ヨリ先ニシ同項第一
號ニ掲クル者ノ中ニ於テハ
記載ノ順位ニ依ル但シ家
督相續人アルトキハ之ヲ
最先トス

料ヲ受クヘキ者ハ前條
第二項各號ニ掲クル者ト
シ其ノ順位ハ同項第一號
ニ掲クル者ハ之ヲ同項第二
號ニ掲クル者ヨリ先ニス但
シ家督相續人アルトキハ
之ヲ最先トス

第十四條

遺族扶助料ヲ

受クヘキ子、父母、孫、祖父母
又ハ兄弟姉妹ニ付同順位

第十四條

遺族扶助料ヲ受

クヘキ子、父母、孫、祖父母又ハ
兄弟姉妹ニ付同順位者

者數人アル場合ニ於テ其ノ
順位ハ左ノ規定ニ依ル但シ
家督相續人アルトキハ之ヲ
最先トス

數人アル場合ニ於テ其ノ
順位ハ左ノ規定ニ依ル

一 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

(以下原案ニ同シ)

二 子、孫又ハ兄弟姉妹ニ付

又男又ハ女ノ間ニ存リテハ嫡出子ヲ先ニシ

嫡出子、庶子及私生子ノ間

ニ在リテハ嫡出子及庶

子ハ女ト雖之ヲ私生子

ヨリ先ニス

三 前二號ニ掲クル事項ニ

付相同シキ者ノ間ニ在

リテハ年長者ヲ先ニス
職ヲ收入ニ依リ生計ヲ維
持スル者數人アルトキハ工
業主ニ於テ遺族扶助
料ヲ受クヘキ者ヲ決
定ス

第十五條

第七條ノ規定ニ

依ル扶助料ハ毎月一回以上
之ヲ支給スヘシ第六條
ノ規定ニ依ル費用ヲ本
人ニ支給スル場合亦同
シ

第十五條

(同)

第十六條

第六條ノ規定ニ依リ

扶助ヲ受タル職工療養開
始後三年ヲ經過スルモ
負傷又ハ疾病治療ニ
至ラサルトキハ工業主ハ
貸入金百七十日分以上ノ
扶助料ヲ支給シ以後
本章ノ規定ニ依ル扶助
ヲ爲ササルコトヲ得

第十六條

(同)

第十七條

工業主ハ左ノ各

號ノ一ニ該当スル場合ニ
於テハ本章ノ規定ニ依

第十七條

(同)

ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ職工カ既ニ受ケ又ハ解雇前ニ若ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基クモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
二 扶助ヲ得テ治愈シタル負傷又ハ疾病ヲ職工解雇後ニ於テ再

發スルトキ

第十八條 第七條乃至第九

條及第十六條ノ貸入金ハ

左ノ各號ノ金額トス

一 一定額ニ依リ貸入金ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ貸入金ノ額

ニ稼高ニ依リ貸入金ヲ

定ムル場合ニ於テハ疾病ノ場合ニ在リテハ診断前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ノ場合ニ在リ

ハ、

一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ解雇前ニ若ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス
二 扶助ヲ得テ治愈シタル負傷又ハ疾病ヲ職工ノ解雇後ニ於テ再發

スルトキ

第十八條

(同)

一 (同)

二 稼高又ハ就業時間ニ依リ貸入金ヲ定ムル場合ニ於テハ疾病ノ場合ニ在リテハ診断前七日ヲ除キ、負傷又ハ即死ノ場合ニ

テハ事故發生ノ日ヲ除キ
其ノ前就業三十日分
ノ賃金ノ平均額但シ
就業三十日ニ滿シサル
トキハ其ノ賃金ノ平
均額トス

三 前二號ノ規定ニ依
リテ金額ヲ算出スル
コトヲ得サル場合ニ於
テハ扶助規則ニ於テ
定ムル金額但シ扶
助規則ニ定ナキトキ
ハ地方長官之シ定ム

在リテハ事故發生ノ日ヲ
除キ其ノ前就業三十日分
ノ賃金ノ平均額但シ
就業三十日ニ滿シサル
トキハ其ノ賃金ノ平
均額トス

三 (同)

第十九條 前條第一號又

第十九條

(同)

ハ第二號ノ規定ニ依リ
金額ヲ算出スル場合
ニ於テ工業主ニ於テ
食事具ノ他ノ給與
ヲ支給スルトキハ其ノ
價額ハシテ金額中
ニ加算ス

第二十條 扶助ヲ受クル權

利ハ之ヲ差押ヘ又ハ譲渡
スコトヲ得ル

第二十一條 地方長官ハ職工

ノ負傷、疾病又ハ死亡カ
業務上ノモノナリヤ否ヤニ
付之ヲ調査スルコトヲ
得此ノ場合ニ於テ必要アル
トキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢
査ヲ為サレムヘシ

第二十二條 工業主ハ扶助規則ヲ作成

シ扶助ノ手続具他扶助ニ関
シ必要ナル事項定メテ地方長官ニ届
出シヘシ扶助規則ヲ變更セムトスル
亦同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ扶助規
則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 官立工場ニ於テハ職

工ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規程
ニ依ル

第二十條 地方長官ハ職工ノ負

傷、疾病若ハ死亡カ業務上ノモノ
ナリヤ否ヤニ付又ハ第八條各號ニ
掲グル身體障害ノ程度ニ付之
ヲ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於
テ必要ナルトキ醫師ヲシテ診斷又
ハ検査ヲ為サレムヘシ

第二十一條

(同)

第二十二條

(同)

第三章 職工ノ雇入・解雇及周旋

第二十四條 工業主ハ職工名簿 第二十三條

ヲ調製シ本令ニ定ムルモノ
外農商務大臣ノ定ムル所ニ
依リ職工ニ關スル事項ヲ記
載シ工場毎ニシテヲ備フヘシ

第二十五條 工業主職工ヲ雇入レ 第二十四條

タルトキハ遲滞ナク職工名簿
ニ氏名其ノ他必要ナル事項ノ
記載ヲ爲スヘシ工場法ノ適用
ヲ受ケサル工場カ同法ノ適用ヲ

(同)

受クルニ至リタルトキハ其ノ從來
使用スル職工ニ付亦同シ

第二十六條

職工ノ解雇又ハ死亡
ノ場合ニ於テハ工業主ハ遑滞
ナク職工名簿ニ其ノヒ日ヲ記載
スヘシ

第二十五條

(同)

第二十七條

工業主カ其ノ職工ニ付
工場間ニ又ハ工場ト工場外トノ
間ニ所屬ノ移動ヲ行ヒタル
場合ニ於テハ前二條ノ規定ノ
適用ニ付テハ雇入又ハ解雇ア

第二十六條

(同)

リタルモノト看做ス

第二十八條

職工雇入ニ關シ左ノ
各號ニ違反スル契約ヲ爲スコ
トヲ得ス

第二十七條

(同)

一 賃金ハ通貨ヲ以テ支拂フ

一 賃金ノ支拂ハ通貨ヲ以テスル

コト

コト

二 賃金ノ支拂ハ毎月一回以上ナ

二 (同)

ルコト

三 工業主ノ受クヘキ損害賠償額

三 工業主ノ受クヘキ違約金ヲ

額ヲ豫定シ又ハ違約金ヲ定メサ

定メ又ハ損害賠償額ヲ豫定

ルコト

セサルコト

四 死亡解雇又ハ農商務大臣

四 (同)

ノ定ムル場合ニ於テ權利者請
求アリタルトキ 遲滞ナク貸
金ヲ支拂ヒ積立金、信託金其
ノ他、職工ノ貯蓄金ヲ返還ス
ルコト

職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ
利益ノ爲賃金ノ支拂ニ代ヘ他ノ給
付ヲ爲ス場合ニ於テハ地方長官
ノ許可ヲ得テ前項第一號第二
號ニ依ラサルコトヲ得

職工ヲ雇入契約ニ違反シ其ノ他職
工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇
セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金

職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ
利益ノ爲賃金ノ支拂ニ代ヘ他ノ給
付ヲ爲ス場合ニ於テハ地方長官
ノ許可ヲ得テ前項第一號第二號
ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

職工ヲ雇入契約ニ違反シ其ノ他職
工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇
セラルル場合ニ於テ職工ノ貯蓄金

中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交
付セサルコトニ關シ地方長官許可
ヲ得タルトキハ第一項第三號第
四號ニ依ラサルコトヲ得

中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交
付セサルコトニ關シ地方長官許可
ヲ得タルトキハ第一項第三號第
四號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十八條 工業主ハ職工ノ積立金、
信託金其ノ他ノ貯蓄金ヲ管理
セムトスル場合ニ於テハ其ノ方法ニ付
地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十九條 尋常小學校ノ教科ヲ
修了セサル學齡兒童ヲ就業マシ
ムル場合ニ於テハ工業主ハ小學校令

第三十九條 未成年者若ハ女子ヲ工
業主ノ都合ニ依リ解雇セラレタ
ルトキ又ハ第六條ノ規定ニ依リ
扶助ヲ受クル職工若ハ第八條第一
號第二號ニ該當スル職工解雇セ
ラレタルトキ歸郷スル場合ニ於テハ
工業主ハ其ノ旅費ヲ負擔スヘシ

第三十條 本令ニ定ムルモノノ外地方

第三十條

第三十五條ノ規定ニ依リ就業ヲ
妨ケサルコトニ關シ必要ナル事項ヲ
定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

(同)

第三十一條 本令ニ定ムルモノノ外地方

長官ハ公益上必要ト認ムルトキハ
職工ノ雇入、解雇又ハ周旋ノ取締
ニ關シ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲
スコトヲ得

長官ハ公益上必要ト認ムルトキハ
職工ノ雇入、解雇又ハ周旋ノ取締
ニ關シ命令ヲ發スルコトヲ得

第四章 徒弟

第三十二條 徒弟ハ工場法及之ニ基
キテ發スル命令ニ適用ニ付テハ之
ヲ職工ト首做ス

第三十二條 工場法及之ニ基キテ發
スル命令中職工ニ關スル規定ハ徒
弟ニ之ヲ適用ス

第三十三條 工業主ハ徒弟ニ付地方

第三十三條

長官ノ許可ヲ受ケ工場法第二條
第九條又ハ第十條ノ規定ニ

(第一項原案ニ同シ)

依ラサルコトヲ得
地方長官ハ前項ノ許可ニ條件
ヲ附スルコトヲ得

(第二項削除)

第五章 四罰則

第三十三條 工業主職工ノ雇入ニ付
詐術ヲ用キタルトキハ二百圓以
下ノ罰金ニ處ス
工業主ノ爲職工ノ雇入ヲ爲シ
又ハ職工ノ周旋ヲ爲スニ付詐術ヲ
用キタル者ハ四罰前項ニ同シ但シ
其者ノ所爲ニ付工場法第二十

第三十四條 工業主不正ニ扶助義
務ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レ
ムトスル所爲ヲ爲シタルトキハ二
百圓以下ノ罰金ニ處ス
工業主ヲシテ不正ニ扶助義務ノ
全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レシ
ムトスル所爲ヲ爲シタル者ハ

二條ノ規定ニ依リ工業主又ハ之ニ
代ル者ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ
此ノ限ニ在ラス

四罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所爲ニ
付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ
工業主ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ
限ニ在ラス

第三十四條 工業主不正ニ扶助義務
ノ全部又ハ一部ヲ免レ又ハ免レムト
スル所爲ヲ爲シタルトキハ二百圓以
下ノ罰金ニ處ス

工業主ヲシテ不正ニ扶助義務ノ全
部又ハ一部ヲ免レシメ又ハ免レシメ
ムトスル所爲ヲ爲シタル者ハ四罰前
項ニ同シ但シ其ノ者ノ所爲ニ付工場

第三十五條 工業主職工ノ雇入ニ付
詐術ヲ用キタルトキハ二百圓以下
ノ罰金ニ處ス
職工ノ周旋又ハ工業主ノ爲ニスル
職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用キタル者
ハ四罰前項ニ同シ但シ其ノ者ノ所爲ニ
付工場法第二十二條ノ規定ニ依リ工
業主又ハ之ニ代ル者ヲ罰スヘキ場

法第二十二條ノ規定ニ依リ工業主
ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在
ラス

合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 工業主不正ニ貸金支拂

第三十六條 工業主不正ニ貸金支

ノ義務積立金信認金其ノ他ノ職
工ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第三
十九條ノ規定ニ依ル義務ヲ免レ
又ハ免レムトスル所爲ヲ爲シタルト
キハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

押シ義務積立金信認金其ノ他ノ職工
ノ貯蓄金返還ノ義務又ハ第三
十條ノ規定ニ依ル義務ヲ免レ又ハ
免レムトスル所爲ヲ爲シタルトキハ
二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 工業主左ノ各號ノ一該
當スル場合ニ於テハ百圓以下ノ罰

第三十七條

(同)

金又ハ料料ニ處ス

一 職工名簿ノ調製又ハ其ノ記載
ヲ怠リタルトキ

一 職工名簿ノ調製備付又ハ
其ノ記載ヲ怠リタルトキ

二 職工名簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ
タルトキ

二 (同)

三 扶助規則ノ作成若ハ届出ヲ怠

三 (同)

リ又ハ地方長官ノ爲シタル扶助
規則變更ノ命令ニ違反シタルト
キ

四 第三十八條ノ規定ニ違反スル契
約ヲ爲シ又ハ賃金ヲ通貨ニテ
支拂ハサルトキ

四 賃金ヲ通貨ニ非サルモノヲ以テ
支拂ヒタルトキ

五 第三十條ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル処分ニ從ハサルトキ

六 第三十二條第二項ノ條件ニ違反シタルトキ

五 第三十八條ノ認可ノ申請ヲ怠リ又ハ認可ヲ受ケタル方法以外ノ方法ニ依リ管理シタルトキ

六 第三十九條ノ認可ノ申請ヲ怠リタルトキ

七 第三十三條ノ許可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

第三十七條 本令ニ依リ工業主ヲ

罰スヘキ場合ニ於テ工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ其ノ

第三十八條

(同)

法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ニ依リ法人ヲ代表スル者ヲ罰ス

第三十八條 第三十三條乃至第三十六條ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ニ觸ルル場合ニ於テハ其ノ法令及本令ヲ適用ス

第三十九條 本令ニ規定シタル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於

テモ工業主及之ニ代ル者ニ對シ
本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス

第六章 雜則

第三十九條 扶助規則又ハ契約
ニ依リ職工ノ不利益ニ於テ本令ニ
異ナル定ヲ爲スモ其ノ効力ヲ生
セス

第四十條 職工ノ利益及ニ扶助規則
又ハ契約ヲ以テ本令ニ異ナル定ヲ
爲スモ其ノ効力ヲ生セス

第四十條 本令中地方長官ト

アルハ東京府ニ於テハ敬言視總
監トス

第四十一條

(同)

附則

第四十二條 本令ハ大正五年六月
一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十二條 本令ハ工場法施行
ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三條 第三十八條第二項ノ
規定ニ違反スル從前ノ契約ハ
本令施行後一年間其ノ効力ヲ
有ス

第四十三條 第三十七條第二項ノ
規定ハ本令施行前ノ契約ニ付
テハ本令施行後一年間之ヲ適
用セス

貸金支拂ニ關シ特別ノ慣習
アルトキハ地方長官ハ農商務
大臣ノ認可ヲ受ケ本令施行後
三年内第二十八條第二項第三號

貸金ノ支拂期ニ關シ第三十七
條第一項第三號ノ規定ニ異ナル
慣習アルトキハ工業主ハ本令
施行後三年内其ノ慣習ニ依ル

ノ規定ヲ適用セサル旨ノ命令
ヲ發スルコトヲ得

支拂期ヲ延長セサル限度ニ於
テ支拂期ヲ定ムルコトヲ得